

伊丹市立鴻池小学校 P T A 部会細則

令和 7 年 4 月

伊丹市立鴻池小学校 P T A

伊丹市立鴻池小学校PTA部会細則

第1条（総則）

この細則は、伊丹市立鴻池小学校PTA規約（以下、「規約」という。）第34条の規定に基づき、委員の活動その他の必要な事項を定める。

第2条（地区の指定）

細則で定める地区は、学校が指定する通学路を勘案して、次の表のとおりとする。

地区名	住所
鴻池A	鴻池3丁目
鴻池B	鴻池4丁目 鴻池5丁目 鴻池1丁目9番地
鴻池C	鴻池6丁目
鴻池1	鴻池1丁目(鴻池1丁目9番地以外)
中野	中野東1丁目 中野東2丁目 瑞原1丁目1～28番地 鴻池2丁目
荻野	荻野西1丁目
瑞原	瑞原1丁目29番地以降 瑞原2丁目 瑞原3丁目
校区外	鴻池小学校区以外から通われている方

第3条（委員会の構成）

各委員会の構成は、次のとおりとする。

鴻小スタッフ・・・・・・・・・・ 旗当番スタッフ
土曜スタッフ
選考スタッフ
広報スタッフ
地域つながりスタッフ

第4条

削除

第5条（委員会の運営）

規約第19条に基づき、委員会は、次の表に定める活動を行うことができる。

旗当番スタッフ	旗当番表の作成に関する事項
土曜スタッフ	土曜学習の活動に関する事項
選考スタッフ	次年度執行部の選出およびスタッフ選出時の考慮の可否に関わる事項
広報スタッフ	広報紙作成およびセミナーへの参加
地域つながりスタッフ	研修やセミナー等への参加および地域や他校との関わりに関する事項

第6条（細則の改廃）

この細則の改廃は、規約第35条の定めによる。

付 則

昭和56年7月9日より施行する。

昭和61年5月11日より施行する。

平成元年5月3日より施行する。

平成4年5月9日より施行する。

平成10年5月2日より施行する。

平成15年5月16日より施行する。

平成18年5月17日より施行する。

平成19年5月2日より施行する。

平成20年5月1日より施行する。

平成27年12月21日より施行する。

平成30年5月2日より施行する。

令和2年12月4日より施行する。

令和3年12月15日より施行する。

令和6年4月26日より施行する。

令和7年4月25日より施行する。